

市会議第2号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成23年3月15日提出

提出者 市会運営委員会委員長 橋村 芳和

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第5条の前の見出し及び同条を削る。

第6条に見出しとして「(費用の弁償)」を付し，同条中「職務」を「市会議員が職務」
に，「つど」を「都度」に改め，同条を第5条とする。

第7条を削り，第8条を第6条とし，第9条を第7条とする。

附 則

この条例は，平成23年4月1日から施行する。

提案理由

市会議員が定例会等に出席したときの費用弁償を廃止する必要があるので提案する。